

令和7年度ふるさと選手活動支援事業 実施要項

1 目的

国民スポーツ大会におけるふるさと選手制度の活用を促進することで、本県の競技力向上に資するとともに、国民スポーツ大会上位入賞を足掛かりに国際大会等で活躍できるトップアスリートを育成する。さらに、支援を受けたトップアスリートの本県の帰属意識を高め、県内の指導者として次世代アスリートを育成するなど、スポーツ人材の好循環を促す。

2 補助対象

ふるさと選手が所属する県スポーツ協会加盟の競技団体

3 対象事業

各競技団体が指定する強化指定選手のうち、国民スポーツ大会等に出場する優秀なふるさと選手並びに指導者やトレーナーの帯同者（原則1名）の当年度の遠征・合宿費用等を補助する。

優秀なふるさと選手とは、令和4年4月～令和7年3月に開催された全国規模の大会（詳細は以下のとおり）において、上位（8位）入賞を果たした者（団体競技の場合は、出場した者）のうち、令和7年度の国民スポーツ大会（九州ブロック大会や福岡県予選を含む）に出場するふるさと選手。

全国大会の例

- ・競技別全日本選手権大会
- ・競技別全日本学生選手権大会及び中央競技団体が主催する全国大学選抜大会
- ・全国高等学校総合体育大会及び中央競技団体が主催する全国高等学校選手権大会・選抜大会
- ・国民スポーツ（体育）大会
- ・中央競技団体が主催する競技別全日本ジュニア選手権大会
- ・上記の大会以外で、選手強化推進実行委員会が同等と認める大会

4 事業対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月末日

5 補助額

実行委員会の算出基準に基づき、補助金を内示する。

※用具等借上料については、事前に実行委員会事務局と協議すること。

※招聘、海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。

6 補助対象経費

別紙1「令和7年度ふるさと選手活動支援に係る留意事項」のとおり

7 申請方法及び補助金の交付決定及び通知について

別紙2「福岡県選手強化推進事業補助金交付要綱」のとおり

8 留意事項

- (1) 年間を通し、効果的・効率的な事業（練習会や合宿等）を実施すること。
- (2) 申請書は事業開始1か月前、報告書は事業終了後1か月以内に提出すること。
- (3) 事業前に必ずスポーツ障害保険に加入すること。
- (4) 報告については、領収書の原本並びにスポーツ障害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (5) 様式7「補助金交付申請書」は押印すること、様式8-4「謝金領収書」は押印またはフルネームで自署すること。
- (6) 年度途中での事業対象選手の変更を認めない。